

労働災害及び労働行政の現況

令和 8 年 1 月 19 日

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1

- 1 労働災害発生状況について
- 2 労働行政の現況について

2

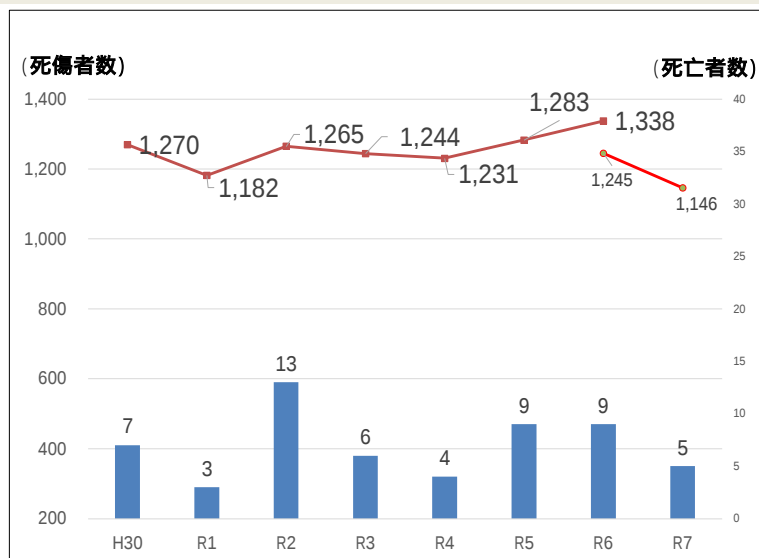
1 労働災害発生状況について

2 労働行政の現況について

3

労働災害発生状況

労働災害発生状況(全産業)

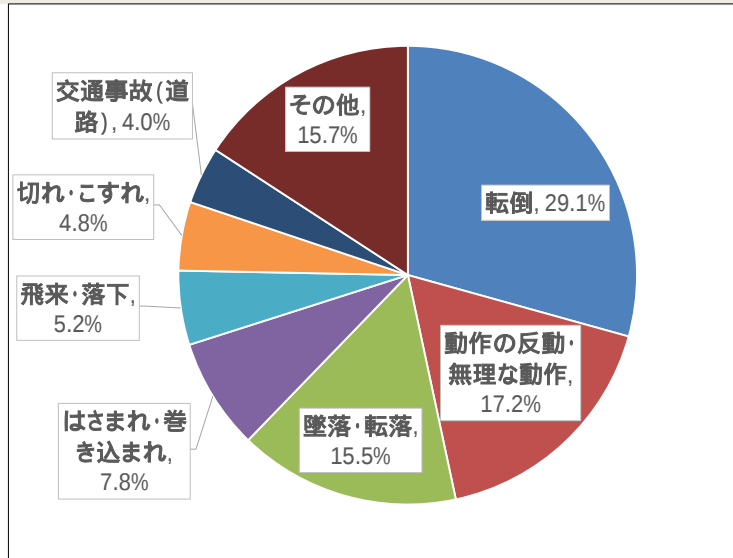


4

4

労働災害発生状況

事故の型別(令和6年)

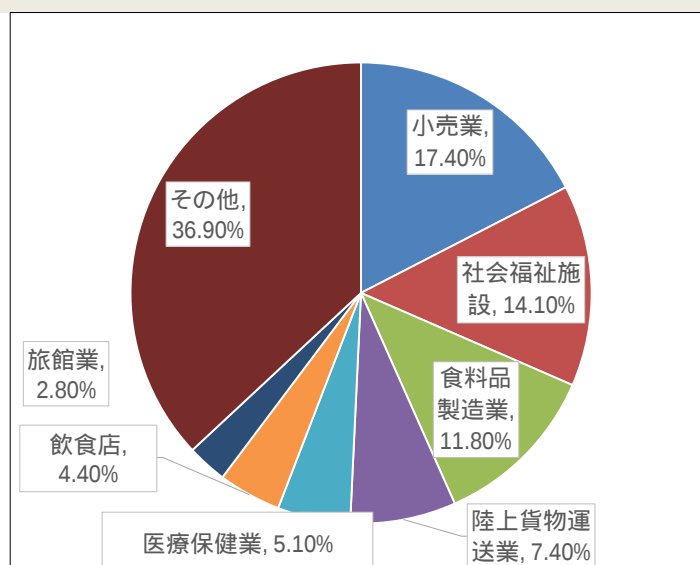


5

5

労働災害発生状況

転倒災害の業種別(中分類)

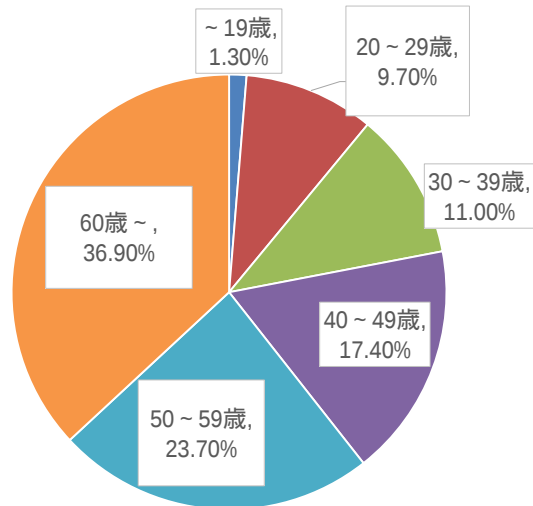


6

6

労働災害発生状況

被災者の年齢別

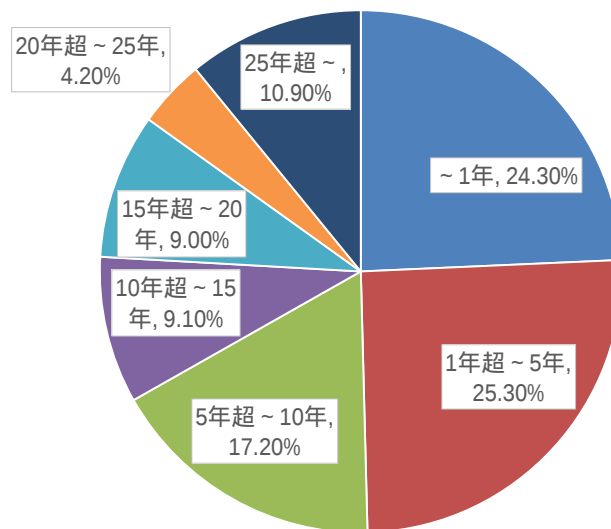


7

7

労働災害発生状況

被災者の経験年数別

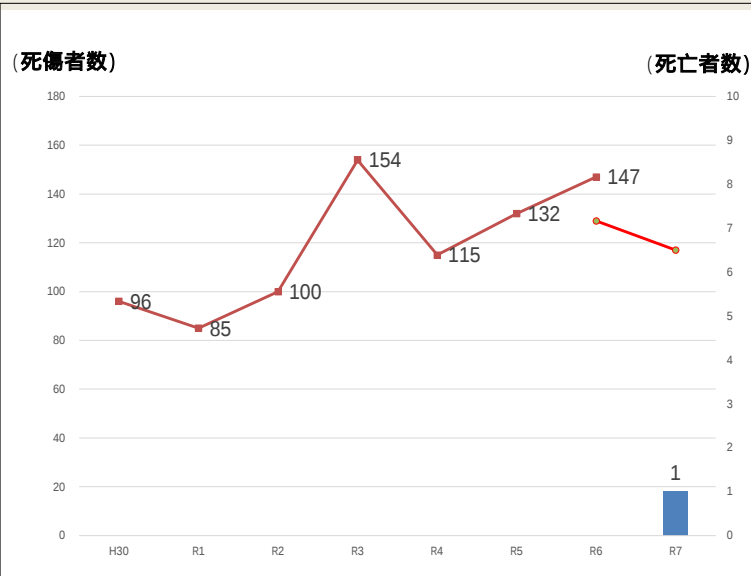


8

8

労働災害発生状況

労働災害発生状況 (社会福祉施設)

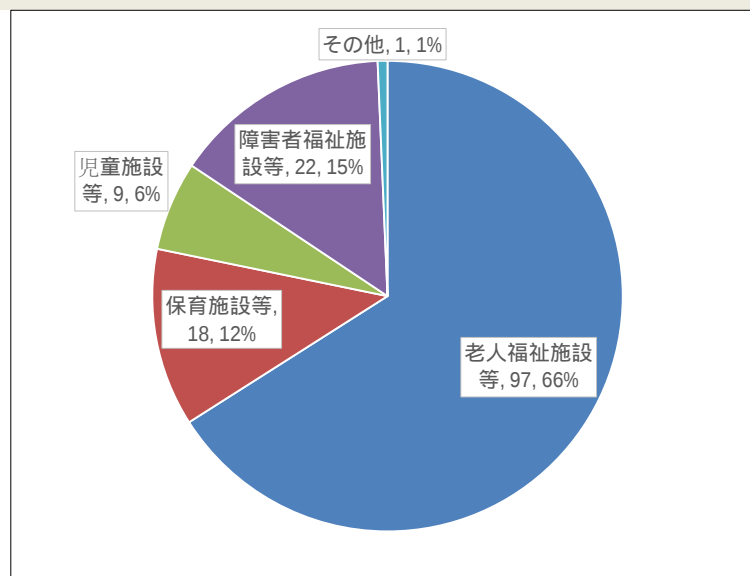


9

9

労働災害発生状況

社会福祉施設の施設別

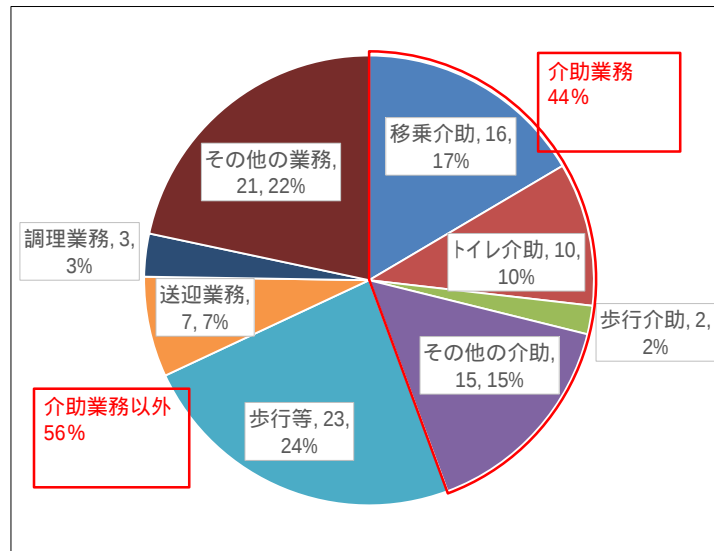


10

10

労働災害発生状況

老人福祉施設等(業務別)

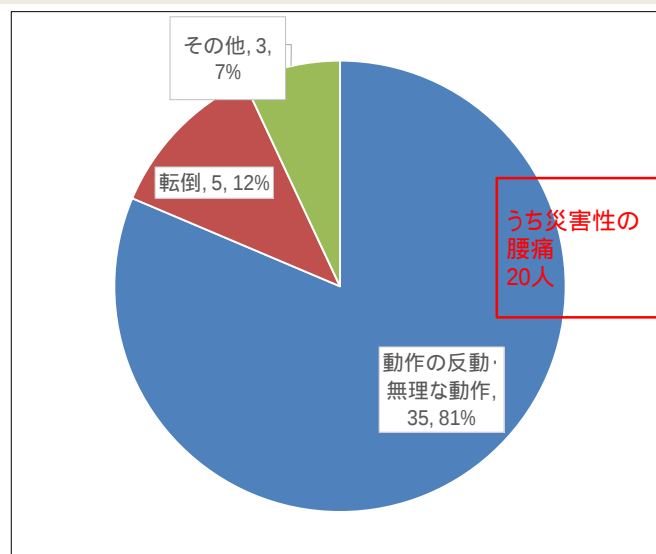


11

11

労働災害発生状況

介助業務(事故の型)

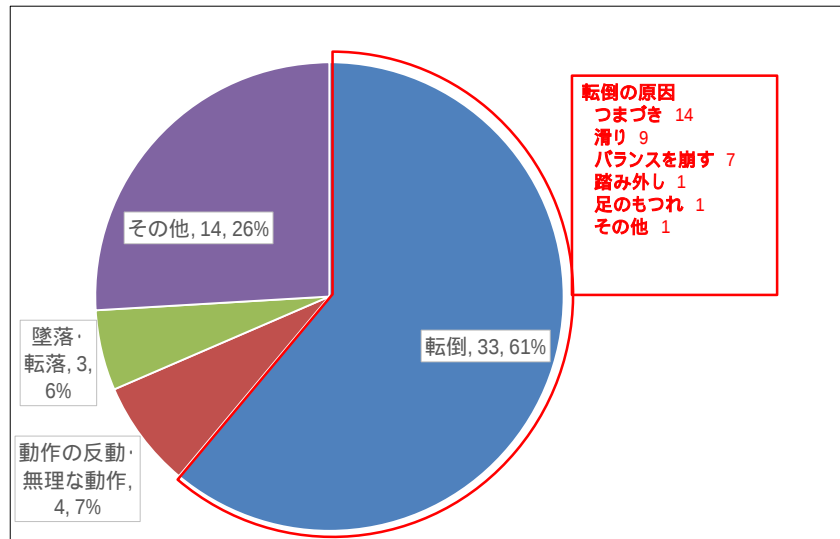


12

12

労働災害発生状況

介護業務以外(事故の型)

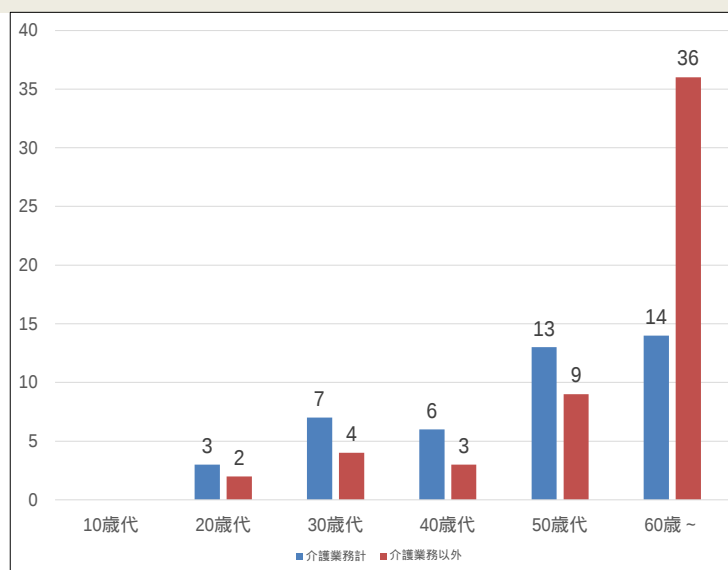


13

13

労働災害発生状況

老人福祉施設等(年齢別)

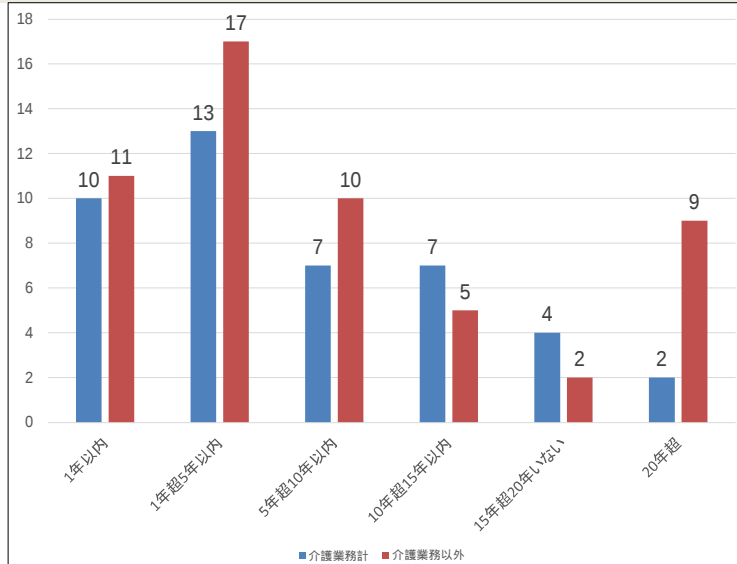


14

14

労働災害発生状況

老人福祉施設等(経験)

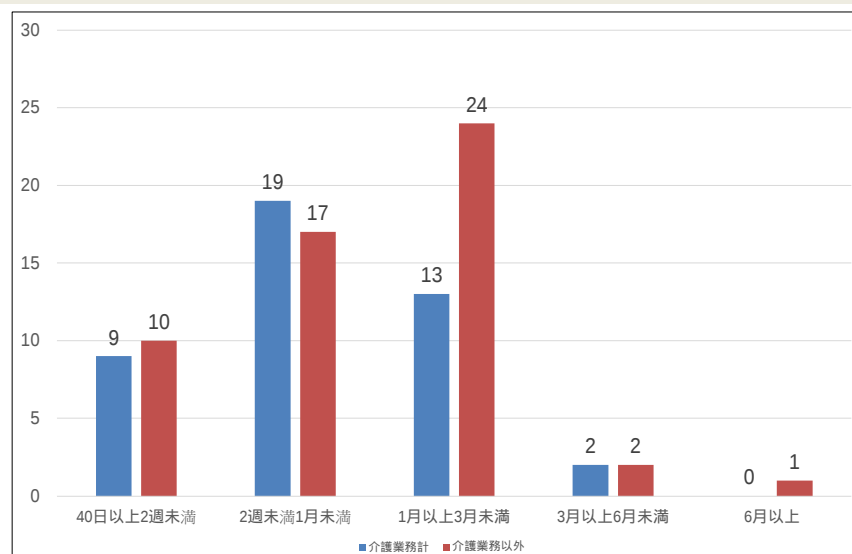


15

15

労働災害発生状況

老人福祉施設等(休業の程度)



16

16

佐賀労働局

第14次労働災害防止計画

期間：令和5年4月1日～令和10年3月31日

期待される結果（第13次労働災害防止計画期間との比較による）

◎ 労働災害による死亡者の数：**15%以上減少**

◎ 労働災害による死傷者の数：**減少**

計画が目指す社会

労働者が安全で健康に働くことができる社会

- ・ 事業者、注文者、労働者などの関係者が自身の責任を認識し真摯に取り組む社会
- ・ 安全衛生対策の必要性和その経費がサービス料金に含まれることが理解される社会
- ・ 安全衛生対策に取り組む事業者が評価される社会
- ・ 多様な形態で働く労働者が潜在力を十分に発揮できる社会

労働災害防止計画とは

労働災害を減少させるために佐賀労働局、管内の事業者、労働者等の関係者が重点的に取り組むべき事項を定めた計画です。

計画の重点事項

- 1 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- 2 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- 3 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- 4 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- 5 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- 6 業種別の労働災害防止対策の推進
- 7 労働者の健康確保対策の推進
- 8 化学物質等による健康障害防止対策の推進



厚生労働省

佐賀労働局



佐賀労働局 第14次労働災害防止計画の内容 (アウトプット指標)

労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- 転倒災害対策(ハード・ソフト両面からの対策)に取り組む事業場の割合を**令和9年(2027年)までに70%以上**とする。
- 卸売業・小売業／医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を**令和9年(2027年)までに80%以上**とする。
- 介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を**令和5年(2023年)と比較して令和9年(2027年)までに増加**させる。



高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

- エイジフレンドリーガイドラインに基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を**令和9年(2027年)までに70%以上**とする。

多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- 母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者にわかりやすい方法で災害防止の教育をおこなっている事業場の割合を**令和9年(2027年)までに60%以上**とする。

業種別の労働災害防止対策の推進

- 荷役作業における安全ガイドラインに基づく措置を実施する陸上貨物運送事業等の事業場(荷主となる事業場を含む。)の割合を**令和9年(2027年)までに45%以上**とする。
- 墜落・転落災害の防止等に関する実効あるリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を**令和9年(2027年)までに85%以上**とする。
- 実効ある機械災害防止対策(非定常作業を含む)に取り組む製造業の割合を**令和9年(2027年)までに70%以上**とする。
- 伐木等作業の安全ガイドラインに基づく措置を実施する林業の事業場の割合を**令和9年(2027年)までに50%以上**とする。



労働者の健康確保対策の推進

- 企業における年次有給休暇の取得率を**令和7年(2025年)までに70%以上**とする。
- 勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を**令和7年(2025年)までに30%以上**とする。
- メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を**令和9年(2027年)までに80%以上**とする。
- 50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を**令和9年(2027年)までに50%以上**とする。
- 健康診断後の事後措置・治療と仕事の両立支援・その他の必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を**令和9年(2027年)までに80%以上**とする。

化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ラベル表示・安全データシート(以下「SDS」という。)の交付の義務対象となっていないが危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDSの交付を行っている事業場の割合を**令和7年(2025年)までに80%以上**とする。
- リスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが危険性または有害性が把握されている化学物質について、化学物質に係るリスクアセスメントを行っている事業場の割合を**令和7年(2025年)までに80%以上**とする。その上で、化学物質に係るリスクアセスメントの結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を**令和9年(2027年)までに80%以上**とする。
- 熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を**令和5年(2023年)と比較して令和9年(2027年)までに増加**させる。

佐賀労働局 第14次労働災害防止計画の内容 (アウトカム指標)

労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- 増加が見込まれる転倒の60歳以上の労働者の死傷者数を第13次労働災害防止計画(以下「13次防」という。)期間と比較して第14次労働災害防止計画(以下「14次防」という。)期間において減少させる。
- 転倒による平均休業見込日数を令和9年(2027年)までに35日以下とする。
- 増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷者数を13次防期間と比較して14次防期間において減少させる。

高齢労働者の労働災害防止対策の推進

- 増加が見込まれる60歳代以上の死傷者数を13次防期間と比較して14次防期間において減少させる。

多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- 外国人労働者の死傷者数を13次防期間と比較して14次防期間において5%以上減少させる。

業種別の労働災害防止対策の推進

- 陸上貨物運送事業における死傷者数を13次防期間と比較して14次防期間において5%以上減少させる。
- 建設業における死亡者数を13次防期間と比較して14次防期間において15%以上減少させる。
- 製造業における機械災害による死傷者数を13次防期間と比較して14次防期間において10%以上減少させる。
- 林業における死傷者数を13次防期間と比較して14次防期間において減少させる。

労働者の健康確保対策の推進

- 週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を令和7年(2025年)までに5%以下とする。
- 自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を令和9年(2027年)までに50%未満とする。



化学物質等による健康障害防止対策の推進

- 化学物質の性状に関連の強い死傷災害(有害物との接触、爆発、火災によるもの)の件数を13次防期間と比較して14次防期間において5%以上減少させる。
- 増加が見込まれる熱中症による死傷者数を13次防期間と比較して14次防期間において減少させる。

アウトカム指標を達成した場合、少なくとも以下の とおりの結果が期待される

- 死亡災害については、13次防期間と比較して14次防期間において15%以上減少する。
- 死傷災害については、13次防期間と比較して14次防期間において減少する。

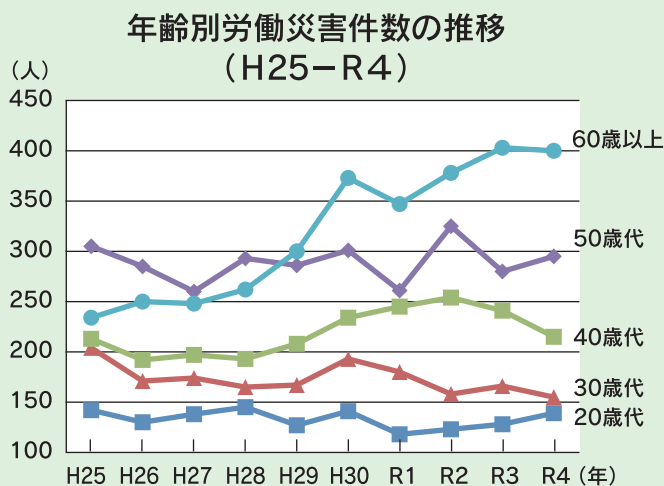
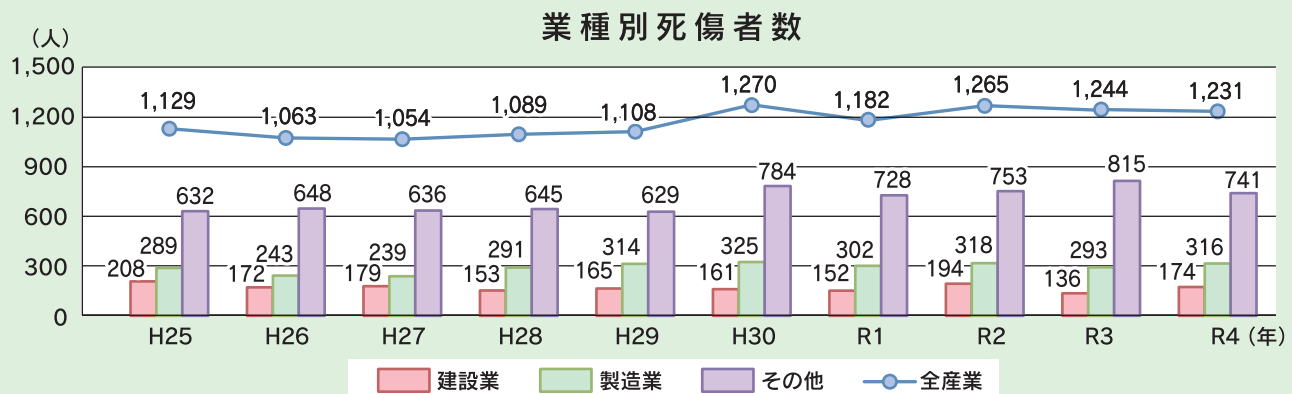


← 詳しくはコチラを
ご覧ください。

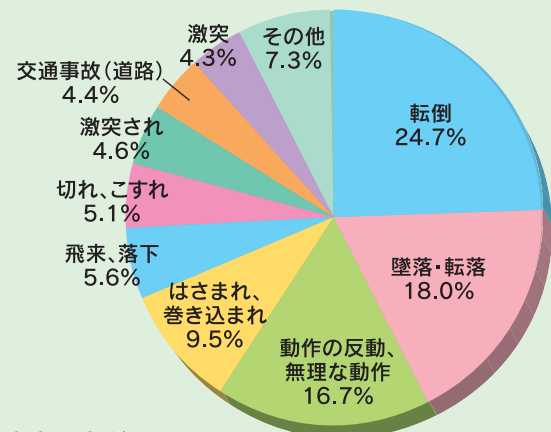
佐賀労働局
第14次労働災害防止計画本文

第13次労働災害防止計画の結果(ポイント) 期間:平成30年～令和4年

- ・労働災害が多かった業種は、
「製造業」(1,554件、全体の25.1%) 「陸上貨物運送事業」(846件、全体の13.7%) 「建設業」(817件、13.2%)
- ・60歳以上の高年齢労働者による労働災害は、606人増加 (12次防期間から+46.7%)
- ・全体に占める60歳以上の高年齢労働者による死傷者は増加傾向にあり、令和4年は全体の32.6%が60歳以上の高年齢労働者による労働災害。
- ・労働災害が多かった事故の型は、
「転倒」(全体の24.7%) 「墜落、転落」(全体の18.0%) 「動作の反動、無理な動作」(全体の16.7%)



13次防(H30～R4)期間中の労働災害事故の型別(全産業)



※資料：労働者死傷病報告（休業4日以上、確定値、新型コロナウイルス感染症を除く）

第14次労働災害防止計画における労働衛生分野の対策の方向性

健康確保対策

【メンタルヘルス対策関係】

小規模事業場におけるストレスチェック、心の健康づくり計画の普及促進を図る。

【過重労働対策関係】

年休取得促進等の環境整備、勤務間インターバル制度の導入促進、過重労働による健康障害防止対策の推進を図る。

【産業保健活動関係】

現場のニーズの変化に対応した産業保健体制や産業保健活動の見直し。小規模事業場における産業保健体制の確保と活動の推進。治療と仕事の両立支援の推進。

化学物質等対策

【化学物質管理】

個別規制の対象外となっている化学物質に対する法令改正を踏まえた化学物質の自律的な管理の定着。

【石綿障害対策】

建築物等の解体・改修工事において、更なる石綿ばく露防止対策等の確保・推進。

【その他】

粉じん障害防止対策の推進、熱中症予防対策の推進、騒音障害等職業性疾病予防対策の推進など。

エイジフレンドリーガイドライン

(高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

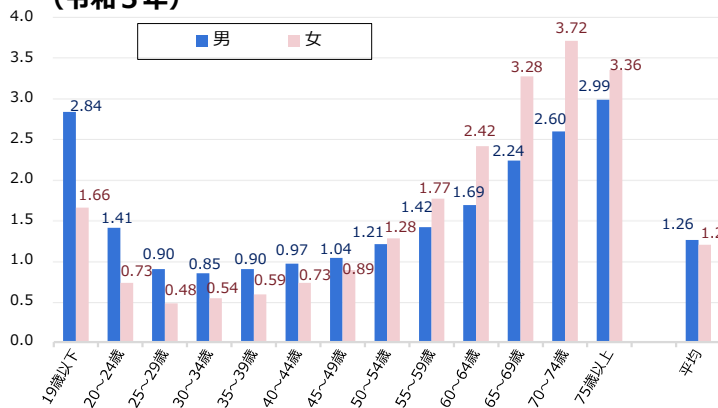
働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう

※エイジフレンドリーとは「高齢者の特性を考慮した」を意味する言葉で、WHOや欧米の労働安全衛生機関で使用されています。



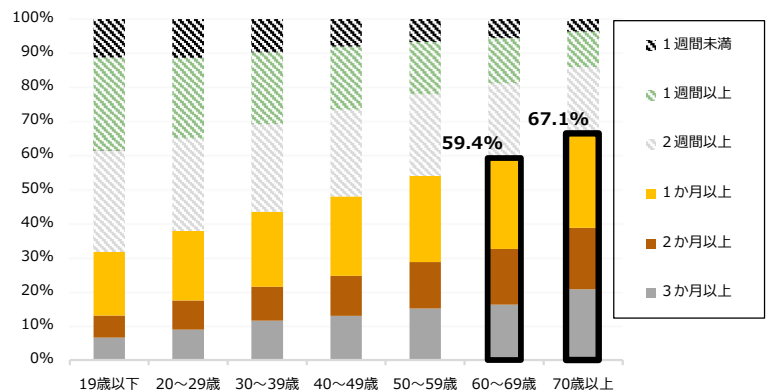
高齢者は身体機能が低下すること等により、若年層に比べ労働災害の発生率が高く、休業も長期化しやすいことが分かっています。体力に自信がない人や仕事に慣れていない人を含め**すべての働く人の労働災害防止を図るためにも、職場環境改善の取組が重要です。**

年齢層別 労働災害発生率（休業4日以上死傷度数率）
（令和5年）



※度数率＝労働災害による死傷者数/延べ実労働時間数×1,000,000

年齢層別 労働災害による休業見込み期間（令和5年）



ガイドラインの概要

このガイドラインは、高齢者を現に使用している事業場やこれから使用する予定の事業場で、事業者と労働者に求められる取組を具体的に示したものです。全文はこちら→

令和2年3月16日付け基安発0316第1号

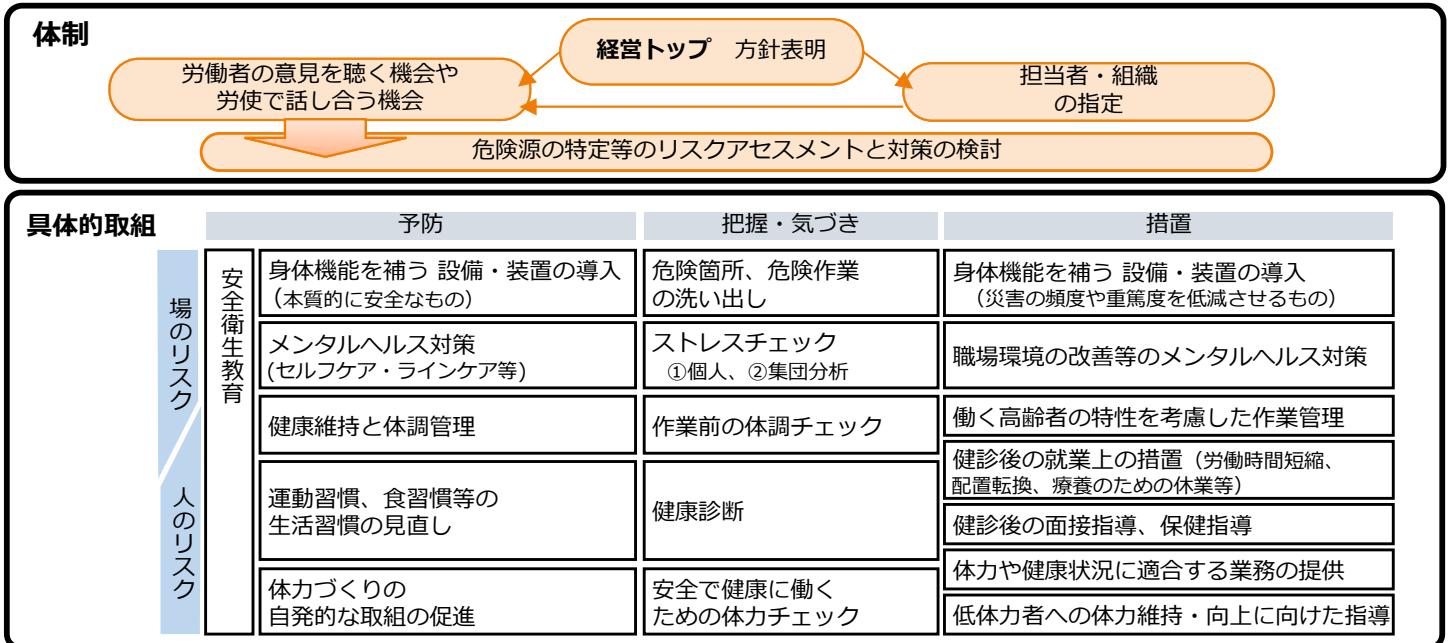
「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの策定について」



事業者求められる事項

事業者は、以下の1～5について、高年齢労働者の就労状況や業務の内容等の**実情に応じ**、国や関係団体等による支援も活用して、**実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むように努めてください。**

事業場における安全衛生管理の基本的体制と具体的取組の体系を図解すると次のようになります。



1 安全衛生管理体制の確立

ア 経営トップによる方針表明と体制整備

- ・企業の経営トップが高齢者労働災害防止対策に取り組む方針を表明します
- ・対策の担当者や組織を指定して体制を明確化します
- ・対策について労働者の意見を聴く機会や、労使で話し合う機会を設けます



❁ 考慮事項 ❁

- ・高齢労働者が、職場で気付いた労働安全衛生に関するリスクや働く上で負担に感じていること、自身の不調等を相談できるよう、社内に相談窓口を設置したり、孤立することなくチームに溶け込んで何でも話せる風通しの良い職場風土づくりが効果的です

イ 危険源の特定等のリスクアセスメントの実施

- ・高齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、対策の優先順位を検討します
- ・リスクアセスメントの結果を踏まえ、2以降の具体的事項を参考に取り組事項を決定します

❁ 考慮事項 ❁

- ・職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です→
- ・必要に応じフレイルやロコモティブシンドロームについても考慮します



※フレイル：加齢とともに、筋力や認知機能等の心身の活力が低下し、生活機能障害や要介護状態等の危険性が高くなった状態
※ロコモティブシンドローム：年齢とともに骨や関節、筋肉等運動器の衰えが原因で「立つ」、「歩く」といった機能（移動機能）が低下している状態

- ・社会福祉施設、飲食店等での家庭生活と同様の作業にもリスクが潜んでいます

2 職場環境の改善

(1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）

- ・高齢者でも安全に働けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を検討し、必要な対策を講じます
- ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

❁ 対策の例 ❁



通路を含め作業場所の照度を確保する



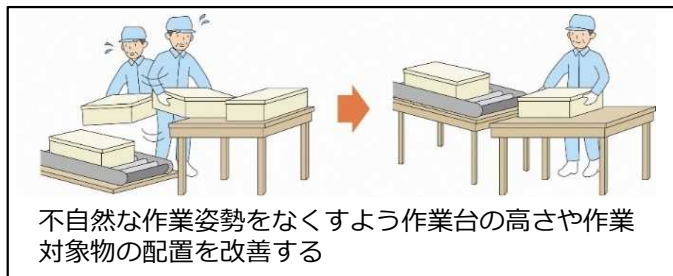
警報音等は聞き取りやすい中低音域の音、パトライト等は有効視野を考慮



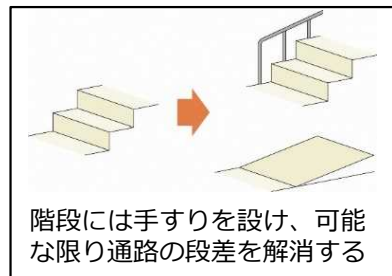
水分・油分を放置せず、こまめに清掃する



リフト、スライディングシート等を導入し、抱え上げ作業を抑制



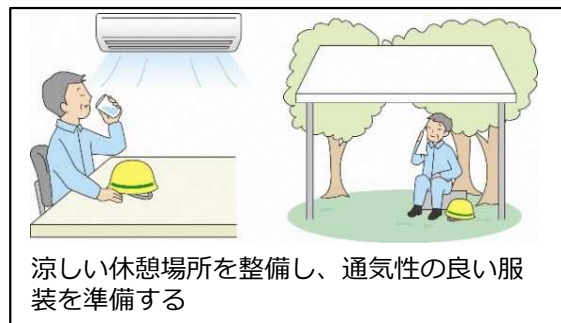
不自然な作業姿勢をなくすよう作業台の高さや作業対象物の配置を改善する



階段には手すりを設け、可能な限り通路の段差を解消する



防滑靴を利用させる



涼しい休憩場所を整備し、通気性の良い服装を準備する



例えば戸口に段差がある時
解消できない危険箇所に標識等で注意喚起

その他の例

- ・床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材（床材や階段用シート）を採用する
- ・熱中症の初期症状を把握できるウェアラブルデバイス等のIoT機器を利用する
- ・パワーアシストスーツ等を導入する
- ・パソコンを用いた情報機器作業では、照明、文字サイズの調整、必要な眼鏡の使用等により作業姿勢を確保する等

ガイドラインの概要

(2) 高齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）

- ・敏捷性や持久性、筋力の低下等の高齢労働者の特性を考慮して、作業内容等の見直しを検討し、実施します
- ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

対策の例

<共通的な事項>

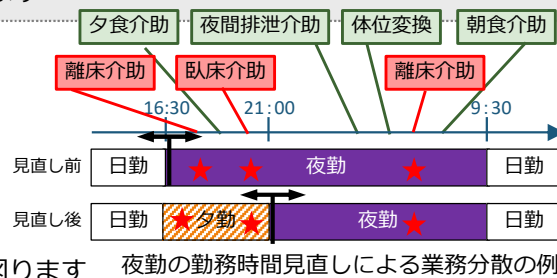
- ・事業場の状況に応じて、勤務形態や勤務時間を工夫することで高齢労働者が就労しやすくします（短時間勤務、隔日勤務、交替制勤務等）
- ・ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢等に配慮した作業マニュアルを策定します
- ・注意力や集中力を必要とする作業について作業時間を考慮します
- ・身体的な負担の大きな作業では、定期的な休憩の導入や作業休止時間の運用を図ります

<暑熱な環境への対応>

- ・一般に年齢とともに暑い環境に対処しにくくなるので、意識的な水分補給を推奨します
- ・始業時の体調確認を行い、体調不良時に速やかに申し出るよう日常的に指導します

<情報機器作業への対応>

- ・データ入力作業等相当程度拘束性がある作業では、個々の労働者の特性に配慮した無理のない業務量とします



3 高齢労働者の健康や体力の状況の把握

(1) 健康状況の把握

- ・労働安全衛生法で定める雇入時および定期的健康診断を確実に実施します
- ・その他以下に掲げる例を参考に高齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます

取組の例

- ・労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者が、地域の健康診断等（特定健康診査等）の受診を希望する場合、勤務時間の変更や休暇の取得について柔軟に対応します
- ・労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者に対して、事業場の実情に応じて、健康診断を実施するよう努めます

(2) 体力の状況の把握

- ・高齢労働者の労働災害を防止する観点から、事業者、高齢労働者双方が体力の状況を客観的に把握し、事業者はその体力にあった作業に従事させるとともに、高齢労働者が自らの身体機能の維持向上に取り組めるよう、主に高齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます
- ・体力チェックの対象となる労働者から理解が得られるよう、わかりやすく丁寧に体力チェックの目的を説明するとともに、事業場における方針を示し、運用の途中で適宜その方針を見直します

対策の例

- ・加齢による心身の衰えのチェック項目（フレイルチェック）等を導入します
- ・厚生労働省作成の「転倒等リスク評価セルフチェック票」等を活用します
- ・事業場の働き方や作業ルールにあわせた体力チェックを実施します。この場合、安全作業に必要な体力について定量的に測定する手法と評価基準は、安全衛生委員会等の審議を踏まえてルール化するようにします

考慮事項

- ・体力チェックの評価基準を設ける場合は、合理的な水準に設定し、安全に行うために必要な体力の水準に満たない労働者がいる場合は、その労働者の体力でも安全に作業できるよう職場環境の改善に取り組むとともに、労働者も必要な体力の維持向上の取組が必要です。

転倒等リスク評価セルフチェック票

1 身体機能計測結果

① ステップテスト（歩行能力・筋力）
あなたの結果は (cm) / (秒) 評価

評価	1	2	3	4	5
結果	~1.24	1.25	1.39	1.47	1.66~
歩数	~1.38	~1.46	~1.65		

② 座位ステップテスト（敏捷性）
あなたの結果は (秒) / (回) 評価

評価	1	2	3	4	5
結果	~24	25	29	44	40~
歩数	~28	~43	~47		

③ フランクリン・リーチ（動的バランス）
あなたの結果は (cm) 評価

評価	1	2	3	4	5
結果	~19	20	30	36	40~
歩数	~29	~35	~39		

④ 閉鎖片足立ち（静的バランス）
あなたの結果は (秒) 評価

評価	1	2	3	4	5
結果	~7	7.1	17.1	55.1	90.1~
歩数	~17	~55	~90		

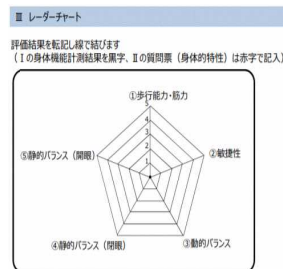
⑤ 閉鎖片足立ち（静的バランス）
あなたの結果は (秒) 評価

評価	1	2	3	4	5
結果	~15	15.1	30.1	64.1	120.1
歩数	~30	~64	~120		

II 質問票（身体的特性）

質問項目	あなたの回答は	合計	評価
1. 人ごみ中、急な動きや急な停止が苦手です	常に苦手 / 時々苦手 / ほとんど得意	1 / 2 / 3	歩行能力・筋力
2. 長時間にわたって歩行が困難です	常に困難 / 時々困難 / ほとんど得意	1 / 2 / 3	歩行能力・筋力
3. 長時間にわたって歩行が困難です	常に困難 / 時々困難 / ほとんど得意	1 / 2 / 3	歩行能力・筋力
4. 歩行中、足元が滑る・つまずく・転倒するなどの危険を感じることがあります	常に危険 / 時々危険 / ほとんど安全	1 / 2 / 3	動的バランス
5. 歩行中、足元が滑る・つまずく・転倒するなどの危険を感じることがあります	常に危険 / 時々危険 / ほとんど安全	1 / 2 / 3	動的バランス
6. 歩行中、足元が滑る・つまずく・転倒するなどの危険を感じることがあります	常に危険 / 時々危険 / ほとんど安全	1 / 2 / 3	動的バランス
7. 歩行中、足元が滑る・つまずく・転倒するなどの危険を感じることがあります	常に危険 / 時々危険 / ほとんど安全	1 / 2 / 3	動的バランス
8. 歩行中、足元が滑る・つまずく・転倒するなどの危険を感じることがあります	常に危険 / 時々危険 / ほとんど安全	1 / 2 / 3	動的バランス
9. 歩行中、足元が滑る・つまずく・転倒するなどの危険を感じることがあります	常に危険 / 時々危険 / ほとんど安全	1 / 2 / 3	動的バランス
10. 歩行中、足元が滑る・つまずく・転倒するなどの危険を感じることがあります	常に危険 / 時々危険 / ほとんど安全	1 / 2 / 3	動的バランス

体力チェックの一例 詳しくはこちら↓



(3) 健康や体力の状況に関する情報の取扱い

健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

また、労働者の体力の状況の把握に当たっては、個々の労働者に対する不利益な取扱いを防ぐため、労働者自身の同意の取得方法や情報の取扱方法等の事業場内手続について安全衛生委員会等の場を活用して定める必要があります。

ガイドラインの概要

4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

(1) 個々の高齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた措置

脳・心臓疾患が起こる確率は加齢にしたがって徐々に増加するとされており、高齢労働者については基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます



❁考慮事項❁

- ・業務の軽減等の就業上の措置を実施する場合は、高齢労働者に状況を確認して、十分な話し合いを通じて本人の了解が得られるよう努めます

(2) 高齢労働者の状況に応じた業務の提供

健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するとされており、個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます

❁考慮事項❁

- ・疾病を抱えながら働き続けることを希望する高齢者の治療と仕事の両立を考慮します
- ・ワークシェアリングで健康や体力の状況や働き方のニーズに対応することも考えられます

(3) 心身両面にわたる健康保持増進措置

- ・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づく取組に努めます
- ・集団と個々の高齢労働者を対象として身体機能の維持向上に取り組むよう努めます
- ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて取り組みます

🌸対策の例🌸

- ・フレイルやロコモティブシンドロームの予防を意識した健康づくり活動を実施します
- ・体力等の低下した高齢労働者に、身体機能の維持向上の支援を行うよう努めます
例えば、運動する時間や場所への配慮、トレーニング機器の配置等の支援を考えます
- ・健康経営の観点や、コラボヘルスの観点から健康づくりに取り組みます

転倒・腰痛防止視聴覚教材

～転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」～(動画) 他



5 安全衛生教育

(1) 高齢労働者に対する教育

- ・高齢者対象の教育では、作業内容とリスクについて理解させるため、時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用します
- ・再雇用や再就職等により経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います

❁考慮事項❁

- ・身体機能の低下によるリスクを自覚し、体力維持や生活習慣の改善の必要性を理解することが重要です
- ・サービス業に多い軽作業や危険と感じられない作業でも、災害に至る可能性があります
- ・勤務シフト等から集合研修が困難な事業場では、視聴覚教材を活用した教育も有効です

(2) 管理監督者等に対する教育

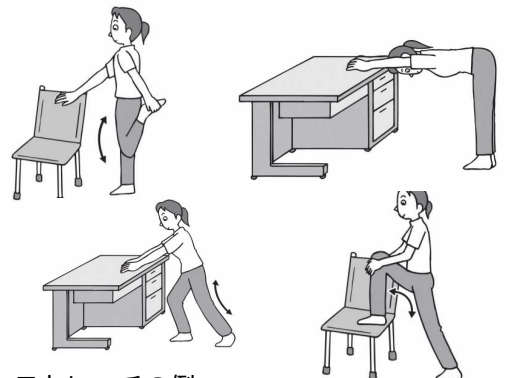
- ・教育を行う者や管理監督者、共に働く労働者に対しても、高齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます

労働者に求められる事項

生涯にわたり健康で長く活躍できるようにするために、一人ひとりの労働者は、事業者が実施する取り組みに協力するとともに、**自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組む**ことが必要です。

個々の労働者が、**自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながり得ることを理解し**、労使の協力の下、以下の取り組みを実情に応じて進めてください。

- ・自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努めます
- ・法定の定期健康診断を必ず受けるとともに、法定の健康診断の対象とならない場合には、地域保健や保険者が行う特定健康診査等を受けるようにします
- ・体力チェック等に参加し、自身の体力の水準を確認します
- ・日ごろからストレッチや軽いスクワット運動等を取り入れ、基礎的体力の維持に取り組めます
- ・適正体重の維持、栄養バランスの良い食事等、食習慣や食行動の改善に取り組めます



ストレッチの例

「介護業務で働く人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ」より

このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることのある事業者においても、請負契約により就業する高齢者に対し、このガイドラインを参考として取組を行ってください。

「令和7年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

- **高年齢労働者の労働災害防止**のための設備改善や専門家による指導を受けるための経費の一部を補助します。
- **高年齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査**の上、効果が期待できるものについて、補助金を交付します。全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。

補助金申請受付期間 令和7年5月15日～令和7年10月31日

【注意】 予算額に達した場合は、受付期間の途中であっても申請受付を終了することがあります

安全衛生対策コース名		補 助 対 象	対象事業者
I 総合対策コース - 補助率 4 / 5 - 上限額 1 0 0 万円（消費税を除く） ➡ 詳細は 3 ページ		- 労働安全衛生の専門家によるリスクアセスメントに要する経費 - リスクアセスメント結果を踏まえた、優先順位の高い労働災害防止対策に要する経費（機器等の導入、工事の施工等）	- 中小企業事業者（詳しくは5ページ） 1年以上事業を実施していること - 役員を除き、自社の労災保険適用の高年齢労働者（60歳以上）が常時1名以上就労していること - 高年齢労働者が対策を行う作業に就いていること
II 職場環境改善コース - 補助率 1 / 2 - 上限額 1 0 0 万円（消費税を除く） ➡ 詳細は 3 ページ		- 高年齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費（機器等の導入、工事の施工等） - 熱中症の発症リスクの高い高年齢労働者の熱中症予防対策に要する経費（機器の導入等）	
熱中症予防対策プラン ➡ 詳細は 4 ページ			
III 転倒防止・腰痛予防のための運動指導コース - 補助率 3 / 4 - 上限額 1 0 0 万円（消費税を除く） ➡ 詳細は 4 ページ	転倒防止 腰痛予防	- 労働者の転倒災害防止のため、専門家による身体機能のチェック及び専門家による運動指導を受けるために要する経費（役員を除き、5人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限ります） - 労働者の腰痛災害の予防のため、専門家による身体機能のチェック及び専門家による運動指導を受けるために要する経費（役員を除き、5人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限ります）	- 中小企業事業者（詳しくは5ページ） 1年以上事業を実施していること - 役員を除き、自社の労災保険適用の労働者（年齢要件なし）が常時1名以上就労していること
IV コラボヘルスコース - 補助率 3 / 4 - 上限額 3 0 万円（消費税を除く） ➡ 詳細は 4～5 ページ		事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等、労働者の健康保持増進のための取組に要する経費（役員を除き、自社の労災保険適用の労働者に対する取組に限ります）	

【注意事項】

- ・補助金の交付は1年度につき1回までです。また、過去に補助を受けている場合、同様の対策への補助は受けられません。
- ・複数コース併せての申請はできません。
- ・コースごとに予算額を定めています。
- ・その他、交付申請や実績報告・支払請求の注意事項は2ページ5～6ページや、厚生労働省ウェブサイトをご確認ください。

この補助金は、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会（以下「コンサルタント会」という。）が補助事業の実施事業者（補助事業者）となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。

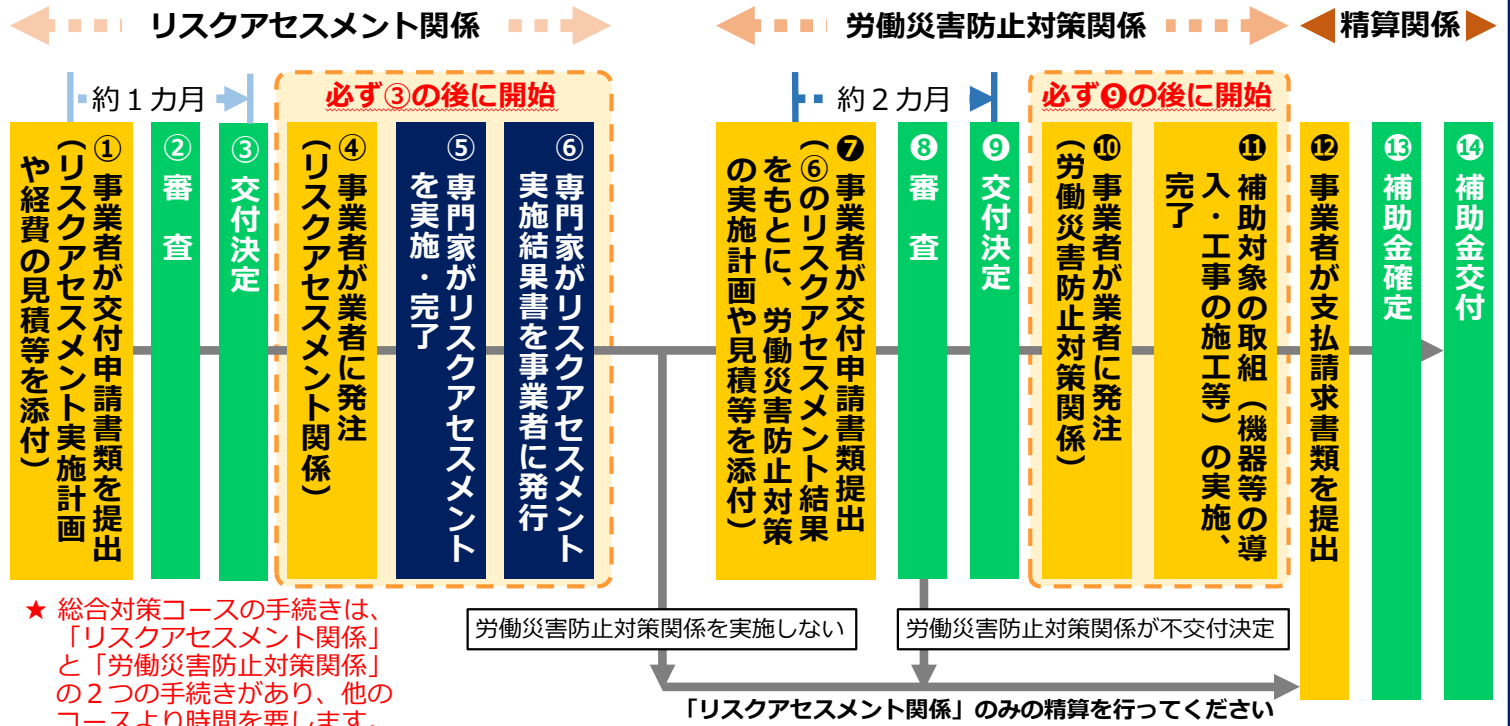


厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

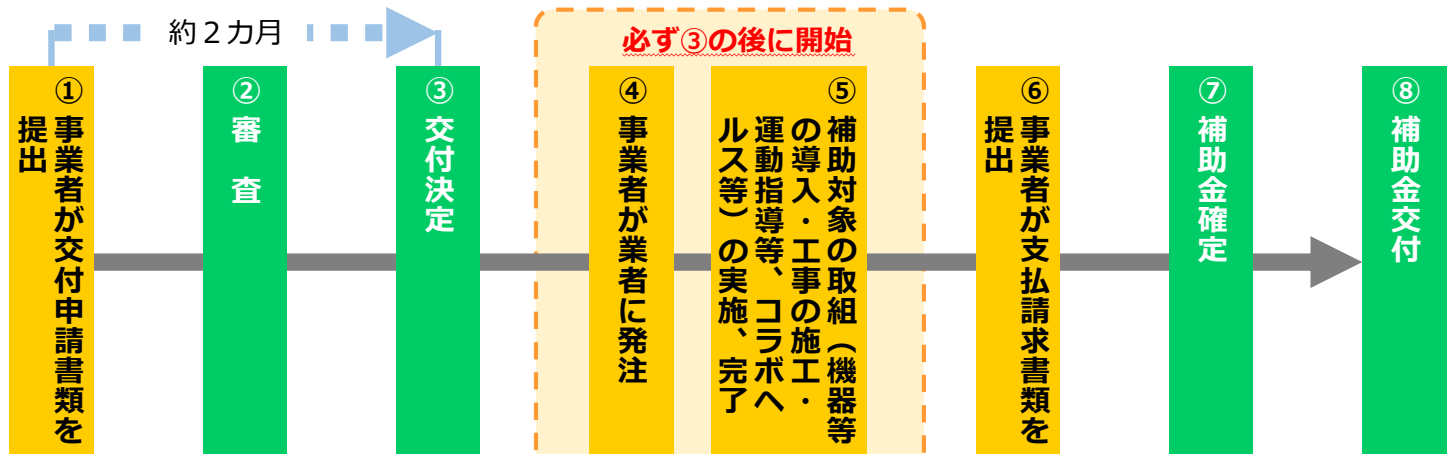
総合対策コースの補助金申請の流れ

■ は事業者が実施します。 ■ 専門家が実施します。 ■ は事務センターが実施します。



職場環境改善コース、転倒防止・腰痛予防のための運動指導コース、コラボヘルスコースの補助金申請の流れ

■ は事業者が実施します。 ■ は事務センターが実施します。



★ ① 申請書類提出から③ 交付決定まで概ね2ヵ月を要します。十分な時間の余裕をもって申請してください。

※共通の注意事項※

- この補助金の交付を受けるためには、補助金の交付申請後、審査を経て「交付決定」された後に、決定に従って取組を開始 (専門家による指導、機器の購入、設備等の工事を発注) していただく必要があります。交付決定日より前に取組を開始 (発注) していた場合は、補助金をお支払いすることができませんので十分注意してください。
- また、交付決定を受けた取組のすべてが完了する前 (着手時点など) に業者等に代金等を支払った場合 (いわゆる「前払い」) についても、補助金をお支払いすることができません。交付決定を受けた取組のすべてが完了した後に業者に代金等を支払い、その上で、期限までに実施報告と補助金の支払い申請を行ってください。

- **60歳以上の高年齢労働者**が安全に働くことができる環境の整備のため、労働安全衛生に係る専門家による、高年齢労働者の特性を考慮したリスクアセスメントを受けるに当たって必要な経費と、その結果を踏まえ実施する優先順位の高いリスクの低減措置（機器等の導入や工事の施工等）に要する経費を補助します。

※専門家の要件は、厚生労働省ホームページに掲載しているQ&A（10ページ目の問20）をご覧ください→



- ・高年齢労働者の**具体的な**労働災害防止対策が分からない。
- ・リスクアセスメントの正しい実施方法が分からない。



事業主

- ・高年齢労働者の特性に配慮したリスクアセスメントを実施し、その結果を踏まえた優先順位の高い労働災害防止対策を提案します。



専門家

補助対象となる取組

(ア) 専門家による、高年齢労働者の労働災害の防止のためのリスクアセスメントを受ける

(イ) (ア) のリスクアセスメント結果を踏まえた優先順位の高い労働災害防止対策を事業者が実施する

- ・(ア) 及び (イ) の交付申請はそれぞれ必要です（詳細は2ページをご確認ください）。
- ・(ア) 及び (イ) の実施は、それぞれの交付決定後に行ってください。
- ・(ア) のみを実施した場合も補助対象となります。

II 職場環境改善コース

【対象：60歳以上の労働者】

- **60歳以上の高年齢労働者**が安全に働くことができる環境の整備のため、高年齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費（機器等の導入や工事の施工等）を補助します。

●**具体的には、次のような労働災害防止対策の取組が対象となります**●

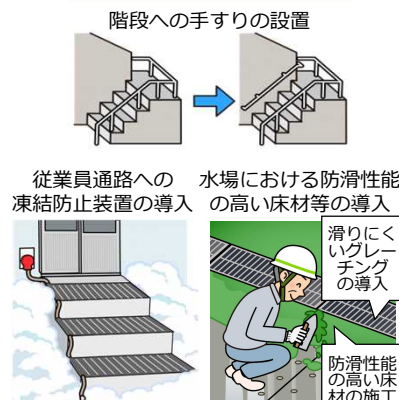
(ア) 転倒・墜落災害防止対策

- ◆ 作業場所の床や通路のつまずき防止のための対策(作業場所の床や通路の段差解消)
- ◆ 作業場所の床や通路の滑り防止のための対策
(水場等への防滑性能の高い床材・グレーチング等の導入、凍結防止装置の導入)
- ◆ 転倒時のけがのリスクを低減する設備・装置の導入
- ◆ 階段の踏み面への滑り防止対策
- ◆ 階段への手すりの設置
- ◆ 高所作業台の導入（自走式は含まず。床面から2 m未満の物）

労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう 🔍 検索

(URL <https://www.mhlw.go.jp/content/001101299.pdf>)

転倒防止対策
リーフレット



(イ) 重量物取扱いや介護作業における労働災害防止対策（動作の反動・無理な動作対策）

- ◆ 不自然な作業姿勢を解消するための作業台等の設置
- ◆ 重量物搬送機器・リフトの導入（乗用タイプは含まず）
- ◆ 重筋作業を補助するパワーアシストスーツの導入
- ◆ 介護における移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- ◆ 介護における入浴介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- ◆ 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術(ノーリフトケア)の修得のための教育の実施

重量物搬送機器
の導入



アシスト
スーツの導入



移乗介助サポート
機器の導入



(ウ) 熱中症防止対策

- ★ 熱中症防止対策については4ページをご確認ください。

(エ) その他の高年齢労働者の労働災害防止対策

- ◆ 業務用車両への踏み間違い防止装置の導入

- ★ 対象の高年齢労働者が補助対象に係る業務に就いていることが条件です。
- ★ 個人が着用する機器や装備（例えばアシストスーツ、体温を下げるための機能のある服等）の導入については、対策に関わる高年齢労働者の人数分に限り補助します。
- ★ 機器を複数の作業場所で利用する場合でも、補助は機器を使用する高年齢労働者の人数分が上限となります。

職場環境改善コース（熱中症予防対策プラン）

【対象：60歳以上の労働者】

60歳以上の高齢労働者が安全に働けるよう、暑熱な環境による熱中症予防対策として身体機能の低下を補う装置（機器等の導入・工事の施工等）の導入に要する経費を補助対象とします

補助対象

- ◆ 屋外作業等における体温を下げるための機能のある服や、スポットクーラー等、その他労働者の体表面の冷却を行うために必要な機器の導入

- ◆ 屋外作業等における効率的に身体冷却を行うために必要な機器の導入

→屋外作業等とは、屋外もしくは、労働安全衛生規則第606条の温湿度調整を行ってもなお室温31℃又は湿球黒球温度(WBGT) 28℃を超える屋内作業場での作業をいいます。

（温湿度調整を行っても、室温31℃又は湿球黒球温度(WBGT)28℃を下回らないことを説明いただく必要があります。

例えば、炉があるため空間全体での温湿度調整ができない等の理由が考えられます）

【体表面の冷却を行うために必要な機器の具体例】

- ・ 体温を下げるための機能のある服や装備
- ・ 作業場又は休憩場所に設置する移動式のスポットクーラー
（熱排気を屋外等へ逃がすことができるもの、標準使用期間が5年以上のものに限る 等）

【効率的に身体冷却を行うために必要な機器の具体例】

- ・ アイススラリーを冷やすための専用の冷凍ストッカー
（-20℃程度のもの、最大は400Lまで）

※アイススラリー、スポーツドリンク、保冷剤等は対象となりません。

- ◆ 熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器（ウェアラブルデバイス）による健康管理システムの導入

（使用者本人のみに通知があるものではなく、通信機能により集中的な管理ができる機能を備えるもの。なお、ウェアラブルデバイスは熱中症に関する異常を感知することを目的とし、深部体温を推定できる機能を有するものに限る）

- ◆ 日本産業規格 JIS Z 8504 及び JIS B 7922 に適合した WBGT 指数計の導入（1事業者につき1点まで）



Ⅲ 転倒防止・腰痛予防のための運動指導コース

【対象：全ての労働者】

- 労働者の身体機能低下による転倒災害や腰痛災害（行動災害）を防止するため、専門家（※）による身体機能のチェック及び専門家による運動指導に要する経費を補助します（役員を除き、5人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限ります）

※ 専門家とは・・・理学療法士、健康運動指導士、等

補助対象となる取組



- ① 専門家を事業場に招き、対象労働者に対する身体機能のチェック評価を受ける



- ② 専門家が、①の結果に基づき、対象労働者に対して運動指導（対面指導）を実施する



- ③ ②の効果の確認のため、専門家による対象労働者の身体機能の改善等のチェックを受ける。

※注意事項※

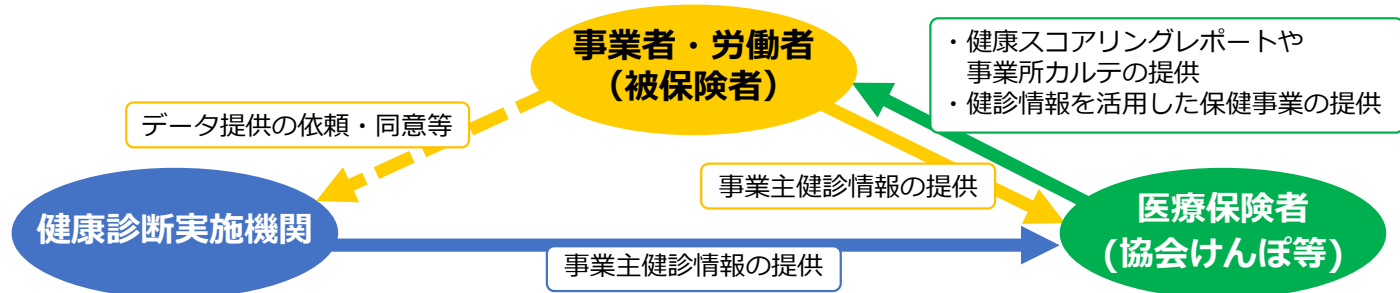
- ・ 転倒防止、腰痛予防について、それぞれ申請様式が違います。また、①の指定チェック項目も違いますので様式等をご確認ください。
- ・ 補助対象となる取組について、左記の①～③をすべて実施していただく必要があります。
- ・ ①や②を複数回実施する場合も補助対象となります。（例えば、①を1回実施後、②を3回実施し、最後に③をした場合、全ての取組が補助対象となります。）
- ・ ①～③の実施について、安全性を確保するため、専門家との対面による実施に限ります（オンライン開催不可）。
- ・ 物品の購入（動画の作成を含む）は認められません。
- ・ 支払請求書類等を提出いただく際は、交付申請のとおり実施した証明として、実施状況がわかる写真や身体機能のチェック結果の写し（10名分）を提出していただきますので、実施の際は記録やそれらの記録の紛失が無いように、ご注意ください。

Ⅳ コラボヘルスコース

【対象：全ての労働者】

事業主健診情報が保険者に提供されていることが補助の前提です
コース内容は、次ページへ

コラボヘルス：医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者に対する健康づくりを効果的・効率的に実行すること。



申請に当たって必要な資料

- ①：医療保険者から提供される「健康スコアリングレポート」や「事業所カルテ」の写し
 - ※ 1：申請企業・法人名の記載があるもの
 - ※ 2：労働者数が少ない等で「事業所カルテ」等の提供を受けられない場合は、
健診結果を保険者に提供することについての、健診機関への同意書・契約書などを提出いただく必要があります。詳細はHPをご確認ください。
- ②：取組内容がわかる資料
研修資料や、システムの詳細等を示した資料が必要です。詳細はHPをご確認ください。

補助対象となる取組	取組の詳細	備考・注意点
健康教育・研修等	健康診断結果等を踏まえた禁煙指導、メンタルヘルス対策等の健康教育、研修等 ※ メンタルヘルス対策は健康スコアリングレポート等に基づく他の健康教育等とセットで申請する必要あり ※ 腰痛予防を目的とした運動指導は別コース	・産業医、保健師、精神保健福祉士、公認心理師、労働衛生コンサルタント等によるもの ・専門家との対面による実施に限ります（オンライン開催不可）。
システムの導入	健康診断結果等を電磁的に保存及び管理を行い、事業所カルテ・健康スコアリングレポートの活用等によりコラボヘルスを推進するためのシステムの導入	・システム導入の初期費用のみ ・PCの購入は対象外
栄養・保健指導	栄養指導、保健指導等の労働者への健康保持増進措置	・健康診断、歯科健康診断、身体機能のチェックの経費は対象外 ・専門家との対面による実施に限ります（オンライン開催不可）。

【参考】対象となる中小企業事業者の範囲

業 種		常時使用する労働者数 ※ 1	資本金又は出資の総額 ※ 1
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉（※ 2）、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※ 1 常時使用する労働者数、または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。
 ※ 2 医療・福祉法人等で資本金・出資がない場合には、労働者数のみで判断することとなります。

交付申請書類受付期限 令和7年10月31日（当日消印有効）

支払請求書類受付期限 令和8年1月31日（当日消印有効）

➡ 「① 交付申請書類」「⑥ 支払請求書類」はエイジフレンドリー補助金事務センターのホームページからダウンロードしてください（申請書類の郵送やメール送付は行っておりません）

➡ 対象となる対策の具体例、補助の対象とならないもの等、詳細についてはホームページ内にあるQ & Aにまとめていますので、申請前に必ずご確認ください

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
「エイジフレンドリー補助金事務センター」
(ホームページ <https://www.jashcon-age.or.jp>)

関係書類 送付先 (郵送の場合)	〒105-0014 東京都港区芝1-4-10 トイヤビル5階 エイジフレンドリー補助金事務センター 交付申請書類は「申請担当」宛へ、支払請求書類は「支払担当」宛へお送りください 申請書類は郵送または宅配便で送付ください(メールでの申請はできません) 封筒に消印が確認できない料金別納・料金後納や、受付日の確認できない宅配便では 送付しないでください	
お問合せ先	申請担当 電 話 : 03 (6381) 7507 F A X : 03 (6809) 4086	支払担当 電 話 : 03 (6809) 4085 F A X : 03 (6809) 4086
受付時間	平日10:00~12:00/13:00~15:00 (土日祝休み、平日12:00~13:00は電話に出ることができません) <8月12日~8月15日(夏季休暇)、12月29日~1月3日(年末年始)を除く>	

参考：エイジフレンドリーガイドライン
(高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)
ポイント



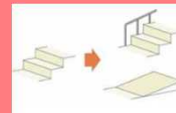
1.安全衛生管理体制の確立

- 経営トップ(社長など)が高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針を表明し、対策の担当者を明確化します。
- 高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、優先順位をつけて2以降の対策を実施します。



2.職場環境の改善

- 身体機能の低下を補う設備・装置の導入等改善を行います(ハード面の対策)
- 敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して作業内容の見直しを行います(ソフト面の対策)



3.高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

- 事業者、高年齢労働者双方が当該高年齢労働者の体力の状況を客観的に把握し、必要な対策を行うため、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます。

体力チェック例(転倒等リスク評価セルフチェック票)



4.高年齢労働者の健康や体力に応じた対応

- 個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます。
- 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針(THP指針)」に基づく取組に努めます。
- 集団及び個々の高年齢労働者を対象として、身体機能の維持向上のための取組を実施することが望まれます。



5.安全衛生教育

- 労働者と関係者に高年齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます。(再雇用や再就職等で経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います。)



参考：職場改善ツール
「エイジアクション100」チェックリスト



職場の転倒予防説明会のご案内

～ 職場全体で転倒しにくい体づくりを目指しましょう～

高齢化社会の進展により、高年齢者の職場進出が加速していますが、高年齢労働者は、加齢による平衡性、敏捷性、視認性の低下により、転倒しやすく、わずかなつまづきであっても被災の重篤度が高まる傾向があります。

これからの労働災害防止活動は、設備管理、作業管理だけでなく、働く皆様とくに高年齢者が転倒しにくい身体機能の維持向上が重要なカギとなります。

その一助として、今般、50歳以上の働く方々を主な対象として、「転倒予防説明会」を開催することといたしました。

皆様のご参加をお待ちしております。



☑ 令和7年11月に佐賀県内4力所で開催します(裏面に日時場所)

☑ 参加費無料

☑ 主に50歳以上の労働者を対象とした内容ですが、事業主、安全衛生担当者や50歳未満の労働者など、どなたがご参加いただいても結構です。

講師 秋永尚宏 (あきながなおひろ)

Stadio Life 代表

健康運動指導士

佐賀産業保健総合支援センター産業保健相談員

☑ 受講希望多数の場合は、先着順とさせていただきます。

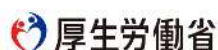
☑ 主な構成は「行政説明」(労働局約10分、佐賀県約10分、合計約20分)、「講義」(約60分)となっております。

☑ 裏面の「労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト」からお申込みください。

【お問い合わせ先】

佐賀労働局労働基準部健康安全課 電話 0952-32-7176

(Email) kenkouanzenka-sagakyoku@mhlw.go.jp 担当 貞木



佐賀労働局
各労働基準監督署



独立行政法人労働者健康安全機構

佐賀産業保健総合支援センター

【佐賀・鳥栖地区】（佐賀会場）

定員約80

令和7年**11月11日**(火) 14:00～15:30

会場 / 佐賀市文化会館 イベントホール（佐賀市日の出1丁目21-10）

「労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト」

からお申し込みください。 <https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/briefings/NDY5NA==/5e10252d37aa4014912892460c919483> [説明会番号] 141-001-0023



【唐津地区】（唐津会場）

定員約70

令和7年**11月5日**(水) 14:00～15:30

会場 / 唐津市文化体育館 会議室（唐津市和多田大土井1-1）

「労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト」

からお申し込みください。 <https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/briefings/NDY5Mw==/f31cb1ebab824386ad5a51f44b0a5f3f> [説明会番号] 141-002-0014



【武雄・鹿島地区】（嬉野会場）

定員約60

令和7年**11月27日**(木) 14:00～15:30

会場 / 嬉野市中央公民館 大集会室（嬉野市塩田町馬場下甲1967）

「労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト」

からお申し込みください。 <https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/briefings/NDY5Ng==/58b317bb10ec4c2abdf0f068aee6e7ea> [説明会番号] 141-003-0011



【伊万里地区】（伊万里会場）

定員約60

令和7年**11月25日**(火) 14:00～15:30

会場 / 伊万里市民センター 文化ギャラリー（伊万里市松島町391-1）

「労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト」

からお申し込みください。 <https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/briefings/NDY5NQ==/85cfa9422c15440086a31765c233901a> [説明会番号] 141-004-0006



労働安全衛生法及び作業環境測定法 改正の主なポイントについて

令和8(2026)年1月1日から段階的に施行※されます

※一部は公布日(令和7年5月14日)に施行済み

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う改正を行いました。

1 個人事業者等の安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

(1) 注文者等の配慮

R7.5.14施行

労働安全衛生法第3条第3項に規定されている注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定について、今回の法改正により、こうした規定が建設工事以外の注文者にも広く適用されることを明確化しました。

(2) 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大

R8.4.1施行

(特定)元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されました。

また、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとされました。

(3) 業務上災害報告制度の創設

R9.1.1施行

個人事業者等の業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などについて、厚生労働省に報告させることができることとしました。

報告主体や報告事項などの報告の仕組みの詳細は今後、関連する法令等により示すこととしています。

(4) 個人事業者等自身への義務付け

R9.4.1施行

個人事業者等自身に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付けることとしました。

作業場所管理事業者（仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するものをいいます。）に対して、その管理する場所において、自社または請負人の作業従事者のいずれかが、危険・有害な業務を行う場合に、災害防止の観点から、作業間の連絡調整等の必要な措置を講ずることが義務付けられました。

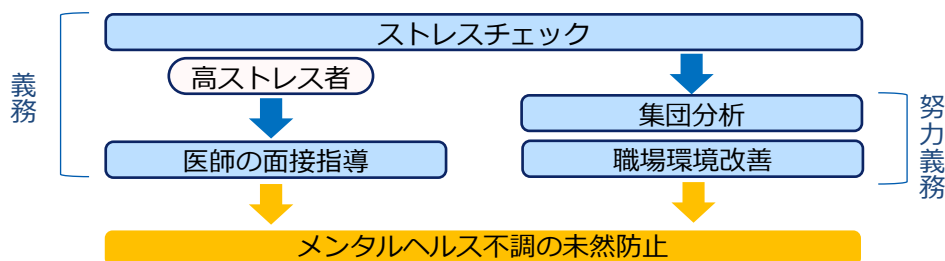
2 職場のメンタルヘルス対策の推進

公布後3年以内に政令で定める日から施行

ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている常用労働者数50人未満の事業場においても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられました。

国においても小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、50人未満の事業場に即したストレスチェックの実施体制・実施手法についてのマニュアルの作成や、医師による高ストレス者への面接指導の受け皿となる地域産業保健センター（地さんぽ）の体制拡充などの支援を進めていきます。

【ストレスチェック制度の流れ】

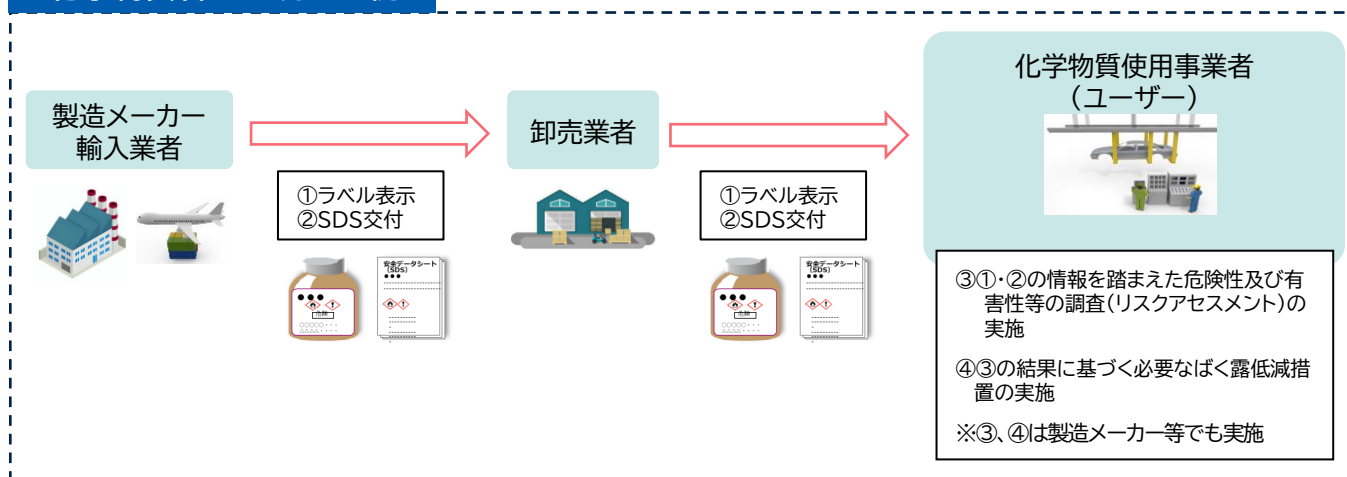


3 化学物質による健康障害防止対策等の推進

(1) 危険性及び有害性情報の通知制度の履行確保 公布後5年以内に政令で定める日から施行

化学物質の譲渡・提供時における危険性及び有害性情報の通知（SDS：安全データシートの交付）の履行確保のため、通知義務違反に対する罰則が新たに設けられるとともに、通知事項を変更した場合の再通知が義務化されました。

化学物質管理の流れの例



(2)営業秘密である成分に係る代替化学品名等の通知

R8.4.1施行

SDSについて、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合においては、有害性が相対的に低い化学物質に限り、通知事項のうち成分名について、代替化学名等(※)での通知が認められることとなりました。

なお、代替化学名等での通知を行った事業者は実際の成分名等の情報についての記録・保存が義務付けられました。

また、当該事業者は医師が診断及び治療のために成分名の開示を求めた場合は、直ちに成分名の開示を行うことが義務付けられました。

※代替化学名等:当該成分の化学名における成分の構造または構成要素を表す文字の一部を省略・置き換えた化学名などを言いますが、詳細な代替化学名等の表示方法などについては国が指針を定める予定です。

なお、非開示とできるのは成分名のみであり、人体に及ぼす作用、講ずべき措置等については非開示は認められません。

(3)個人ばく露測定の精度担保

R8.10.1施行

危険有害な化学物質を取り扱う作業場の作業環境に関して、その場所で働く労働者が化学物質にばく露している程度を把握するために行う個人ばく露測定について、その測定精度を担保するため、個人ばく露測定を作業環境測定の一部として位置づけ、有資格者(必要な講習を受講した作業環境測定士など)が作業環境測定基準に従って行うことが義務となりました。

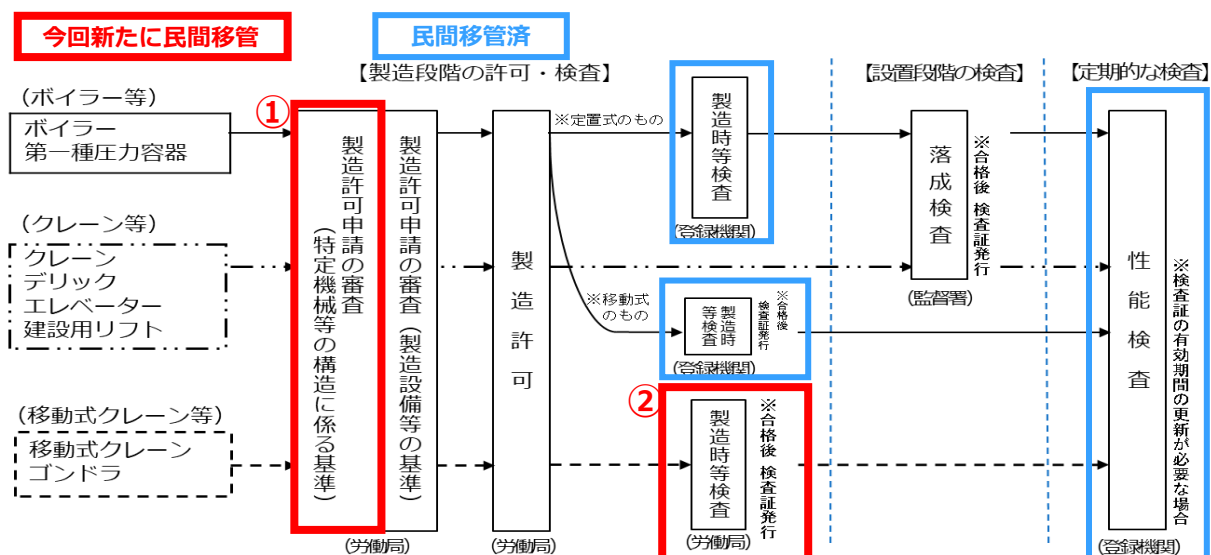
4 機械等による労働災害防止の促進等

(1)特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度の見直し

R8.4.1施行

危険な作業を必要とする特定機械等(ボイラー、クレーンなど)に対して義務付けられている製造許可や製造時等検査などの制度について、

- ① 製造許可申請の審査のうち、特定機械等の設計が構造規格に適合しているかの審査について、登録を受けた民間機関が行うことが可能となりました。
- ② 製造時等検査の対象となる機械のうち、移動式クレーン及びゴンドラについても登録を受けた民間機関が検査を行うことが可能となります。あわせて、特定機械等の製造時等検査・性能検査や、個別検定・型式検定について基準を定め、登録機関がこの基準に従って検査・検定を行わなければならないこととされました。



フォークリフトなどの一定の機械に対して義務付けられている特定自主検査について、基準を定め、登録検査業者はこの基準に従って検査を行わなければならないこととされました。

また、フォークリフトの運転業務などの業務に従事するために必要な技能講習について、不正に技能講習修了証やこれと紛らわしい書面の交付を禁止するとともに、不正を行った場合の回収命令、欠格期間の延長が規定されました。

5 高年齢労働者の労働災害防止の推進

R8.4.1 施行

高年齢労働者の労働災害の防止を図るため、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

加えて

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」も改正されました

6 治療と仕事の両立支援の推進

R8.4.1 施行

職場における治療と仕事の両立を促進するために必要な措置を講じることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、当該措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

改正安衛法等に係る特設ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/index_00001.html



安全衛生政策全般の紹介

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/index.html

